

# ストラテジストの眼

# 7月の日米金融政策会合の振り返り

- 日本では利上げと国債買入減額という「同時金融引締め」が公表されました。政策金利がどこまで引上げられるかは不明確ですが、早ければ10月再利上げの可能性も考えられるところです。
- 米国の金融政策については「11月利下げの有無」が焦点です。四半期毎を超えるペースで利下げが実施されていくかどうかは、今後の雇用情勢次第です。

## 1. 7月利上げにとどまらず、「0.5%の壁」を開けにいく日銀

7月30-31日の日銀金融政策決定会合では、政策金利は「0~0.1%程度」から「0.25%程度」に引上げられました。また、予告されていた国債買入の減額については、毎四半期4000億円程度ずつ減額し、26年1-3月に3兆円程度とする計画が示されました。総裁記者会見では、中長期的な物価目標の達成のためには早めの調整が望ましいという基本感が示され、経済・物価情勢が見通しに沿っていれば引き続き金利を上げていくと説明されました。

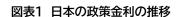
日本では長期にわたって金融緩和が継続してきたこともあり、利上げの到達点に関する見方は定まっておらず、過去のピーク水準である0.5%を意識する向きが少なくありませんでした。しかし、今回の会見では、現状の金利は(景気に対して中立的な)中立金利の下限より「かなり下」と説明され、0.5%という(過去の政策金利水準の)壁は意識しないと付言されました。会見中にドル円相場は大きく円高に振れましたが、その反応ももっともな会見内容でした。従来から年内再利上げを予想していますが、早ければ10月に再利上げとなる可能性も考えられるところです。

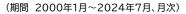
7月になり、政治サイドからも円安修正を求める声が高まりました。今回の決定は直接的に政治家の要望を反映したものではないと思われますが、世論が円安修正を求めているという意味では象徴的な事象であり、1ドル160円再突破の可能性は大きく減少したと見ています。

## 2. 米国は「11月利下げの有無」が焦点

7月30-31日の米連邦公開市場委員会(FOMC)では、政策金利は8会合連続での据え置きとなりました。記者会見では9月利下げのハードルは低いと言及されたため、9月利下げを相当程度示唆したような恰好です。四半期毎を上回る利下げの必然性は乏しいと見ていますが、金融市場では9月、11月、12月という、年内3回の利下げが意識されており、11月の利下げの有無が焦点です。

米連邦準備制度理事会(FRB)は「物価の安定」と「雇用の最大化」を責務としていますが、ディスインフレ傾向が明確になっているため、雇用情勢の重要性が増しています。これまで順調な雇用の増加が続いてきましたが、求人率の水準からは今後、失業率が大きく上昇する可能性が意識されているため、当面は新規失業保険申請件数のような高頻度の指標の注目度がより高まると見ています。







※金融市場調節の操作目標が政策金利以外であった時期のデータは非表示とした

### 図表2 米国の新規失業保険申請件数

(期間 2022年1月7日~2024年7月19日、週次)



(図表1~2の出所)Bloombergデータを基にSBI岡三アセットマネジメント作成



## 留意事項

## SBI岡三アセットマネジメントについて

商号:SBI岡三アセットマネジメント株式会社

SBI岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長(金商)第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

### 投資信託のリスク

- ■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

## 留意事項

- ■投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ■投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- ■投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### お客様にご負担いただく費用

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料:購入金額 (購入価額×購入口数)×上限3.85%(税抜3.5%)

- ■お客様が換金時に直接的に負担する費用
  - 信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- ■お客様が信託財産で間接的に負担する費用
  - 運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担:純資産総額×実質上限年率2.046%(税抜1.86%)
  - ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。 なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
- ■その他費用・手数料
  - 監查費用:純資産総額×上限年率0.0132%(税抜0.012%)
  - ※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、 海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

●お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又は これらの計算方法を示すことはできません。

## <本資料に関してご留意いただきたい事項>

- ■上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。■投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。
- ■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的としてSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成日時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。

(2024年7月末現在)

<本資料に関するお問合わせ先> フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)